

2015 活動報告レター

ご挨拶

★ 日頃のご支援に心よりお礼申し上げます ★

近年増え続けているご相談へ対応するべく、2015年度は6名の障害当事者が活動しました。「医学的な機能障害の枠を乗り越え、社会的な障壁をなくしていく」という課題のもと、共生社会の実現に向けて努力していますが、解決の目途をたてる難しさを痛感することも増えています。相談協力員、運営アドバイザー、協力弁護士のみなさまには多大なご協力をいただきました。関係者各位のご支援に心よりお礼申し上げます。

所長 八柳 卓史

活動実績

★ 2015年度 ご相談が急増しました ★

2015年度相談件数は、前年度比94%増の2,393件でした。2000件を超えたのは、2011年（東北大震災があった年）以来です。特に増加が目立ったのは『教育』（前年度比1,725%）、『住宅・財産管理』（前年度比975%）でした。

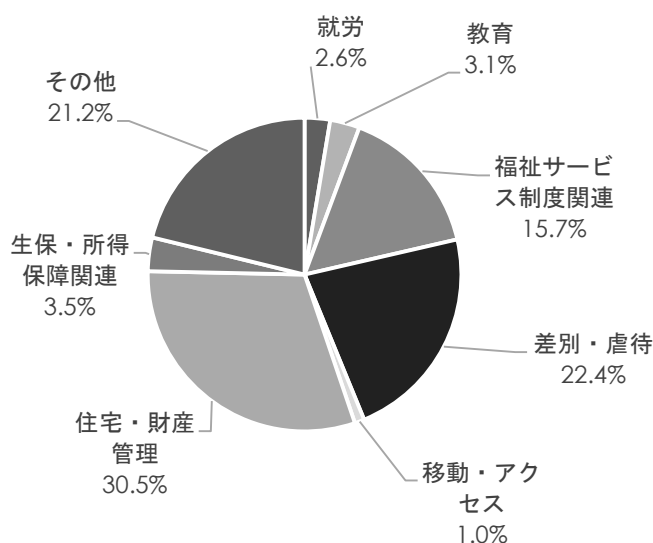
相談内容	件数	前年度比
就労	63	-50%
教育	73	1,725%
福祉サービス制度関連	376	17%
差別・虐待	536	80%
移動・アクセス	24	71%
住宅・財産管理	731	975%
生保・所得保障関連	83	277%
その他	507	34%

『教育』は、「機能障害への配慮を求めても拒否されて受験できない」、「配慮がなく授業についていけない」、「障害をオープンにした途端に実習を受けさせてもらえなくなった」などのご相談がありました。親ではなく、本人からのご相談が増えています。

『住宅・財産管理』は、「買い物など日常的な金銭管理に困っているが支援が受けられない」、「成年後見人が家族の意思ばかり尊重する」、「成年後見人が、本人の意思を無視して施設へ入れようとする」などのご相談がありました。訴訟にまで至っているケースもあります。地域の行政窓口へ相談しても対応してもらえず、複合的に追い詰められてしまうご相談が増えています。

全体の内訳は、就労 2.6%、教育 3.1%、福祉サービス制度関連 15.7%、差別・虐待 22.4%、移動・アクセス 1%、住宅・財産管理 30.5%、生保・所得保障関連 3.5%、その他 21.2%でした。

図 相談の内訳



また、2013年以降、介護保険優先原則に起因する問題が社会的に表面化し、全国的な問題へと拡大しつつあります。障害者総合支援法により障害施策サービスを受けていた障害者は、65歳になった途端、障害のない人と同じ扱いになり、介護保険による介護給付に変わる（特定疾病該当者は40歳）ことで、サービスが減ったり負担額が増えたりする相談が各地で相次いでいます。64歳まで受けていたサービスが介護保険のサービスと同じようなサービスであれば介護保険のサービスを優先とするという条文が障害者総合支援法7条に規定されているが故にあります。

2014年1月に日本が批准した障害者権利条約は、他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加する」ためにどうしたらよいかを決めたのが、この条約なのです。他方、介護保険法では65歳以上の高齢者が、加齢によって生じる心身の機能低下を補う、身の回りの介助に限定されているものとしてのサービス（介護保険法1条）とされています。障害者権利条約・障害者総合支援法の基本理念に背く障害者総合支援法7条は法の整合性は失われます。

国は、自治体に対しては、利用者の状況に合わせて配慮するよう通知していますが、自治体によって独自にサービスを上乘せするなど柔軟な対応ができるところもありますが、内容はまちまちで、住む場所によって格差が生じている状況です。法制度と財源をきちんと議論すべきであり、現場の声を聞いて法律を作るべきです。

今日これだけこの問題が表面化してきた背景には「私たち抜きに私たちのことを決めないで」というフレーズとともに、障害者への差別、権利侵害に対して当事者たちの声をあげてきた結果です。

当センターでは、相談員が自分自身の障害にかかわる体験を活かしながら、相談当事者の声に寄り添い、同じ立場にたって問題の解決に向けて相手側と調整・斡旋などを行い、少しでも相談当事者の納得のいく解決につなげるための取り組みを行っています。引き続き、これまでの取り組みの蓄積を活かし日常的な相談活動を一層強化していければと思います。

★ ご相談の受付時間が変わります ★

ご相談が増え続ける中、相談員が不在な時は留守番電話を設定しましたが対応しきれず、新規のご相談対応にとっても時間がかかっています。この状況を改善するべく、これまで「平日 10 時～18 時」としていた受付体制を改め、初回相談日（初めてのご相談）を固定することにしました。

詳細が決まり次第、改めてご案内いたします。当面ご不便をおかけいたしますが、何卒ご了承くださいませよう、お願い申し上げます。

★ 相談員研修 ★

複雑化のご相談に対応するべく、2014年度より内部研修を実施しています（不定期）。これまで「成年後見制度」、「就業・就労」、「障害者総合支援法」などをテーマに講師をお迎えして、実際のケースに照らし合わせながら学習しました。2016年度は差別解消法などをテーマに研修を実施します。

～ 相談受付で思うこと ～

権利擁護センターには電話、メール、時には封書など、様々な形で日々相談が寄せられています。面談を行うこともしばしばありますが、事務所へ来ていただくだけではなく、ご自宅にうかがったり、調整のためにご本人とともに行政機関などを訪れる場合があります。時には複数の相談員で面接を行ったり、ご本人の了解をいただきながら他機関と連携したり、地域の社会資源の調査を行う等など、きめの細かい対応を心がけています。

私はメール受付をしていますが、すでに多くの件数を抱えている相談員の中で新規相談に即応できないこともあり、受けたメールの担当者が決まるといつもホッとしています。

相談の内容は様々ですが、「人として当たり前に遇されていない」「障害のない人と同じ暮らしをしたい」といった、もどかしさや嘆きがどの相談にも共通しているように感じられます。制度の限界や内容の深刻さなど、容易に解決できないこともある一方、早い段階で相談員がかかわることにより、相談者がエンパワメントし、解決へと進む例も少なくありません。今後とも努力を続けていきたいと思っています。

DPI 障害者権利擁護センターの運営にご支援を！



DPI 障害者権利擁護センターは、できるだけ多くの障害当事者に、気軽に相談をしてもらえよう、センターへの相談はすべて無料で行なっています。運営資金の調達の困難は当センターも例外ではありません。できるだけ多くの方々からの DPI 障害者権利擁護センターの運営へのご支援、ご協力をお願いいたします。

【郵便振替】 口座番号：00110-2-47127 口座名：DPI 日本会議

- ◇ 通信欄に「権利擁護センター寄付金として」とお書きください。明記のない場合は DPI 日本会議活動全体へのご寄付としてお受けいたします。
- ◇ 領収書希望の方は、「領収書希望」と明記の上、お名前、ご住所、電話番号を記入ください。

【インターネットからの寄付・ご支援】オンライン寄付サイト「Give One」

団体名：「DPI 日本会議」 寄付プロジェクト：「障害をもつ人の権利を守るために！」

<http://www.giveone.net/cp/pg/CtrlPage.aspx?ctr=pm&pmk=234>

ジャパンネット銀行振込、クレジットカード、郵便振替・銀行振込から選べます。

<寄付金の税金控除について>

DPI 日本会議は、東京都から 2014 年 3 月 20 日より認定 NPO 法人に認定されており、募金・寄付は控除の対象となります。詳しくは事務局 [03-5282-3730](tel:03-5282-3730) へお問い合わせください。

2015 活動報告レター 第 1 号

発行日 2016 年 8 月 10 日

発行人 DPI 障害者権利擁護センター 八柳卓史

特定非営利活動法人（認定 NPO 法人） DPI 日本会議

〒101-0054

東京都千代田区神田錦町 3-11-8 武蔵野ビル 5 階

TEL（事務用）03-5282-3137（相談用）03-5282-3138

FAX 03-5282-0017 E メール kenriyogo@dpi-japan.org